

「宮崎県山村振興基本方針(案)」に関する御意見の要旨及び県の考え方について

○パブリック・コメント(1件)

連番	頁	該当箇所、項目等	御意見の要旨	県の考え方
1	—	—	<p>1・県市町村全公務員・全議会議員は、銃猟以外の狩猟免許を取得し、狩猟を行う。食肉の有り難味を身に沁みて感じ、山間部の貢献度を上げる。入山人口比率を上げ、狩猟・清掃活動を通して、猿・鹿・猪等の在来動物に適度なストレスを与え、繁殖行為を鈍らせ、個体数拡大防止する。</p> <p>対人・対農作物被害の軽減を図る。狩猟後の狩猟獣を食肉加工し、缶詰・筋力増強維持食品に加工し、保存・健康食品として販売する。可食分以外の骨等は、碎いて横断歩道等の路面表示材料、膠、革製品で、スポーツ用品を製作する。 猪・鹿革製グリップテープ、ドライビンググローブ等。</p> <p>2・山間部に出入りする乗合自動車以外の重量制限をし、山間地域路面損傷を軽減する。20年前から新販売される自動車重量増加・出力上昇による振動・電磁波等由來の振動が路面・地盤損傷させ、崩壊の原因であるが、メーカーは無責任。購入使用者も気付かない。</p> <p>3・倒木・立枯樹木・枯葉落葉・不管理生竹等の早期回収で、災害時の路面・河川流出を防ぐ。回収後の樹木等は、粉末にし腐葉土・工作材料・低公害燃料に加工する。</p> <p>4・自然研究所。山間部の上昇下降気流の観測と研究成果を実社会利用促進する。自然体生活第一主義を掲げ、常時、無モバイル及び無デジタル常態でも生きて活ける様、実行し続ける。モバイル通信技術も地球沸騰化原因物である。</p>	<p>山村は、農林水産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他自然環境の保全、地球温暖化の防止、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っており、本県においても山村の有するそれらの多面的機能が十分に発揮できるよう、全庁的に連携を図りながら総合的に山村振興を推進していく必要があると認識しております。</p> <p>いただいた御意見の内容は、山村の有する多面的機能を維持していくための問題意識として、今後の検討をする上での参考とさせていただきます。</p>